

食文化機運醸成事業委託実施要項

令和3年4月22日
文化庁次長決定

1. 趣 旨

文化庁では、令和2年度、文化審議会文化政策部会に「食文化ワーキンググループ」を設置して検討を行い、食文化の文化的価値の可視化、食文化発信と文化交流の推進、食文化振興と地域活性化等との好循環の形成等を、今後の食文化振興の基本方針として取りまとめた。

そのため本事業では、地方公共団体、食関連団体、博物館等の文化発信施設と連携し食文化の機運醸成事業を実施し、食文化振興の推進を図る。

2. 委託業務の内容

食文化機運醸成事業の実施に当たり、以下の業務を委託する。

(1) 100年フード（仮称）事業

地域で継承されている幅広い食文化を対象に、食の文化財登録への地方公共団体・地域住民の関心を高め、100年を超える食文化の継承を促す取組を企画し実施する。

(2) 食関連団体との連携事業

長い歴史の中で継承されてきた食の技の普及など、食文化の継承・発信活動に取り組む複数の食関連団体等と連携し、食文化の継承・発信を企画し実施する。

(3) 食文化ミュージアム事業

食に関する展示・体験等を行っている全国の博物館等の食関連施設と連携した食文化の継承促進・発信を企画し実施する。

(4) 有識者委員会の開催

(1)～(3)の事業の企画内容の決定、認定、実施内容及び事業効果の報告等のための有識者委員会を設置し、会議を行う。

3. 業務の委託先

委託先は、日本の食文化に関して相当の知識を有し、機運醸成事業に必要な情報提供や連絡調整を円滑に行うことができ、下記(1)から(4)の要件を全て満たす法人又は団体（以下「団体等」という。）とする。

(1) 定款、寄附行為又はこれらに類する規約等を有すること

(2) 団体等の意思を決定し、執行する組織が確立されていること

(3) 自ら経理し、監査する等会計組織を有すること

(4) 団体等の活動の本拠として事務所を有すること

4. 委託期間

委託期間は、委託を受けた日から業務が完了した日又は令和4年3月18日のいずれか早い日までとする。

5. 委託手続

(1) 委託を受けようとする団体等は、別に定めるところによる業務計画書等を文化庁に提出すること。

(2) 文化庁は、団体等から提出された業務計画等の内容を検討し、適切であると認めた場合、団体等と委託契約書を取り交わし、団体等に対し業務を委託する。

6. 委託経費

(1) 文化庁は、予算の範囲内で業務に要する経費（賃金、諸謝金、旅費、借損料、消耗品費、会議費、通信運搬費、雑役務費、印刷製本費、保険料、消費税相当額、再委託費、一般管理費）を委託費として支出する。

(2) 文化庁は、団体等が委託契約書の定め違反したり、委託業務の遂行が困難であると認めたと

きは、契約の解除や経費の全部又は一部について返還を命じることができる。

7. 再委託

- (1) 本事業の全部を第三者に委託（以下「再委託」という。）することはできない。
- (2) 本事業の一部を再委託する場合は、文化庁の承認を受けなければならない。

8. 業務完了等の報告

委託を受けた団体等が、業務を完了したとき（契約を解除したときを含む。）又は廃止したときは、委託業務完了（廃止）報告書を作成し、完了し、又は廃止した日から30日を経過した日又は当該委託年度末日のいずれか早い日までに、文化庁に提出しなければならない。

9. 委託費の額の確定

- (1) 文化庁は、上記8により提出された委託業務完了（廃止）報告書について、必要に応じて現地調査を実施しながら調査を行い、その内容が適当であると認めたときは、委託費の額を確定し、委託を受けた団体に通知するものとする。
- (2) 上記（1）の確定額は、業務に要した実支出額と委託契約額のいずれか低い額とする。

10. その他

- (1) 文化庁は、委託を受けた団体等における業務の実施が当該趣旨に反すると認められるときには、必要な是正措置を講ずるよう求める。
- (2) 文化庁は、委託業務の実施に当たり、委託を受けた団体等の求めに応じて指導・助言を行うとともに、その効果的な運営を図るため協力する。
- (3) 文化庁は、必要に応じ、本委託業務の実施状況及び経理処理状況について、実態調査を行うことができる。
- (4) 委託を受けた団体等は、委託業務の遂行によって知り得た事項についてはその秘密を保持しなければならない。
- (5) この要項で定める事項のほか、本事業の実施に当たり必要な事項については、文化庁委託業務実施要領（平成20年2月1日付け文化庁次長決定）に定めるところによる。